上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

平成３０年度第５回会議次第

1　開　会

2　個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

3　個人情報取扱業務等の登録について（報告）

4　その他

5　閉　会

※本会議の資料について、新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

※ 網かけ部分が追加箇所

上総第８１４６号

平成３１年３月２５日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会
　会長　大森康正　様

上越市長　村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

1　各種情報システム運用支援に関する業務

(1)　運用支援（住民情報システム）業務（総務管理課）【業務登録変更】

(2)　運用支援（住民情報システム）業務（総務管理課）【業務委託登録変更】

(3)　重要機能室機器操作業務（総務管理課）【業務委託登録変更】

2　個人住民税賦課に関する業務

(1)　個人住民税賦課業務（税務課）【業務登録変更】

(2)　空き家等対策業務（建築住宅課）【目的外利用登録】

(3)　空き家等対策業務（建築住宅課）【目的外利用登録】

3　債権管理・滞納整理に関する業務

(1)　債権管理・滞納整理業務（共通）【業務登録変更】

(2)　戸籍に関する業務（市民課）【目的外利用登録】

4　ライオン像のある館（旧直江津銀行）管理業務（文化振興課）【業務委託登録】

5　障害福祉サービス等に関する業務

(1)　障害福祉サービス等に関する業務（福祉課）【外部提供登録変更】

(2)　障害福祉サービス等に関する業務（福祉課）【目的外利用登録変更】

6　予防接種に関する業務

(1)　予防接種業務（健康づくり推進課）【業務登録変更】

(2)　予防接種業務（健康づくり推進課）【業務委託登録】

(3)　予防接種業務（健康づくり推進課）【業務委託登録】

7　市民健康診査及び後期高齢者健康審査業務（健康づくり推進課）【業務委託登録変更】

8　健康づくりポイント事業報償品梱包発送業務（健康づくり推進課）【業務委託登録】

9　国民年金保険料免除、若年者納付猶予制度及び学生納付特例申請確認に関する業務

(1)　国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務（国保年金課）【業務登録変更】

(2)　国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務（国保年金課）【外部提供登録変更】

１０　年金生活者支援給付金支給に関する業務

(1)　年金生活者支援給付金支給に関する業務（国保年金課）【業務登録変更】

(2)　年金生活者支援給付金支給に関する業務（国保年金課）【外部提供登録変更】

１１　子ども・子育て支援システム保守・運用支援に関する業務

(1)　子ども・子育て支援システム保守・運用支援業務（保育課）【コンピュータ結合登録】

(2)　子ども・子育て支援システム保守・運用支援業務（保育課）【業務委託登録】

１２　妊産婦及び子ども医療費助成に関する業務

(1)　妊産婦及び子ども医療費助成業務（こども課）【業務登録変更】

(2)　母子管理事業【検診・保健指導・訪問・相談】（健康づくり推進課）【目的外利用登録】

１３　児童発達支援事業に関する業務

(1)　児童発達支援事業（すこやかなくらし包括支援センターこども発達支援センター）【業務登録変更】

(2)　児童発達支援事業（すこやかなくらし包括支援センターこども発達支援センター）【目的外利用登録】

(3)　児童発達支援事業（すこやかなくらし包括支援センターこども発達支援センター）【コンピュータ結合登録】

(4)　女性相談業務（共生まちづくり課）【目的外利用登録】

(5)　母子管理事業【健診・保健指導・訪問・相談】（健康づくり推進課）【目的外利用登録】

(6)　子どもの虐待予防業務（すこやかなくらし包括支援センター）【目的外利用登録】

１４　納税者管理業務（インターンシップ受入促進事業助成関係）（収納課）【目的外利用登録】

１５　納税者管理業務（上越市ブロック塀等の撤去支援事業関係）（収納課）【目的外利用登録】

１６　空き家等対策に関する業務

(1)　空き家等対策業務（建築住宅課等）【業務登録変更】

(2)　国民健康保険被保険者資格異動関係業務ほか３件の業務（国保年金課）【目的外利用登録】

１７　木造住宅耐震診断に関する業務

(1)　上越市木造住宅耐震診断支援業務（建築住宅課）【業務登録変更】

(2)　納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録変更】

(3)　上越市木造住宅耐震診断支援事業に基づく木造住宅診断業務（建築住宅課）【業務委託登録】

１８　下水道事業公営企業会計システム構築に関する業務

(1)　下水道事業公営企業会計システム構築業務（生活排水対策課）【業務登録】

(2)　下水道事業公営企業会計システム構築業務（生活排水対策課）【業務委託登録】

(3)　財務会計業務（会計課）【目的外利用登録】

１９　カルチャーセンター警備業務（社会教育課）【業務委託登録変更】

２０　経営移譲年金給付に関する業務

(1)　経営移譲年金給付に関する業務（農業委員会事務局）【業務登録変更】

(2)　水田農業推進事業（農政課）【目的外利用登録】

(3)　個人住民税賦課業務（税務課）【目的外利用登録】

２１　農地台帳システムに関する業務

(1)　農家農地基本台帳システム業務（農業委員会事務局）【業務委託登録変更】

(2)　農地台帳整備業務（農業委員会事務局）【コンピュータ結合登録変更】

２２　ガス・水道メーター取替業務（ガス水道局維持管理課）【業務委託登録変更】

２３　ドライブレコーダーによる安全運転確保業務（共通）【業務登録】

２４　プレミアム付き商品券補助事業に関する業務

(1)　プレミアム付き商品券補助事業（産業振興課）【業務登録】

(2)　個人住民税賦課業務（税務課）ほか８件の業務【目的外利用登録】

２５　皇室の慶弔に関する業務

(1)　皇室の慶弔に関する業務（総務管理課）【業務登録】

(2)　皇室の慶弔に関する業務（総務管理課）【外部提供登録】

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課　名　　総務管理課

業務の名称	各種情報システム運用支援業務
収集の目的	ソフトウェアのバージョンアップ、システムの運用管理及び保守に関する技術支援並びに緊急時の対応を行うため （根拠法令：　　　　　　　）
収集する個人情報の項目	総務管理課が運用管理及び保守を行っている各種情報システムで取り扱う全ての個人情報
収集の時期	□　定　期　　■　随　時
収集の方法	□本　　人 ■本人以外　□法 令 等（根拠条項：　　　　　　） □本人同意 □出版、報道等（　　　　　　） □緊　急 ■その他（システムの安全の確保及び障害時の復旧を行い、各業務の停止を回避するため）
保管の方法	■文　書　□帳　票　■図　画　■磁気テープ　□マイクロフィルム ■庁内ＬＡＮ上のファイルサーバーの磁気ディスク ■その他（電子ファイル　　　　　　）
記録されている文書等の保存期間	□１年　□３年　□５年　□１０年　□長期　■その他（障害対応等の終了まで又は７年）

【運用支援（住民情報システム）業務委託の業務登録及び業務委託登録の変更、重要機能室機器操作業務の業務委託登録の変更並びに運用支援（税関連システム）業務委託及び運用支援（財務会計システム）業務委託の業務登録及び業務委託登録の廃止について】

情報システムの運用管理、保守及び緊急時対応を行う三つの運用支援業務及び同業務の委託について、現在、それぞれ個別に登録しているが、総務管理課において一括して実施している現状に即して整理・統合する（①住民情報システムの業務登録に税関連システム及び財務会計システムの業務登録を統合し、名称、項目等を整理する。②同様に業務委託登録を統合する。）もの。あわせて、③当該業務を実施している重要機能室の機器の操作に係る業務委託登録の登録内容を整備するもの

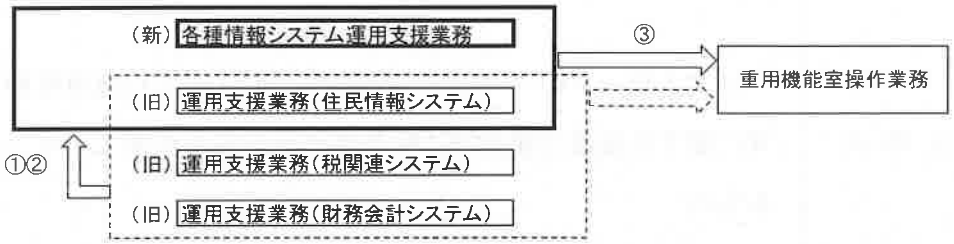

運用支援（住民情報システム）業務委託の変更について

1　業務の名称　　各種情報システム運用支援業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
業務の名称	運用支援（住民情報システム）業務委託	各種情報システム運用支援業務
収集する個人情報の項目	住民情報システムで確認できる全ての個人情報	総務管理課が運用管理及び保守を行っている各種情報システムで取り扱う全ての個人情報

3　変更理由

個別の登録となっている住民情報システム、税関連システム及び財務会計システムの運用支援業務を整理・統合するもの

4　変更期日

平成３１年３月２５日

5　業務の概要

(1)　実施目的

行政手続に係る各種情報システムを適切に運用管理、保守することにより、行政サービスを安定的に提供する。

(2)　業務内容

各種情報システムのバージョンアップ、システムの運用管理及び保守、緊急時の復旧作業、原因究明等

個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課　名　　総務管理課

委託する業務の名称	各種情報システム運用支援業務
委託する相手先	受託者
委託する理由	ソフトウェアのバージョンアップ、システムの運用管理及び保守に関する技術支援並びに緊急時の対応等が必要であり、委託するもの
委託する期間	契約締結の日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	総務管理課が運用管理及び保守を行っている各種情報システムで取り扱う全ての個人情報
個人情報の提供方法	電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	機密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受及び搬送・保管及び廃棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務など

各種情報システム（住民情報システム）運用支援業務の変更について

1　業務の名称　　各種情報システム運用支援業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
委託する業務の名称	運用支援（住民情報システム）業務委託	各種情報システム運用支援業務
委託する相手先	富士通㈱	受託者
委託する期間	平成１５年８月１日から業務終了日まで	契約締結の日から業務終了　まで
取り扱う個人情報の項目	住民情報システム画面上で確認できる 全ての個人情報	総務管理課が運用管理及び保守を行っている各種情報システムで取り扱う全ての個人情報
個人情報保護に係る委託条件	再委託の制限、責任の明確化、従事者名簿及び秘密保持誓約書の提出等	機密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受及び搬送・保管及び廃棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務など

3　変更理由

個別の登録となっている住民情報システム、税関連システム及び財務会計システムの運用支援業務委託を整理・統合するもの

4　変更期日

平成３１年３月２５日

5　業務の概要

⑴　実施目的

行政手続に係る各種情報システムを適切に運用管理、保守することにより、行政サービスを安定的に提供する。

⑵　業務内容

各種情報システムのバージョンアップ、システムの運用管理及び保守、緊急時の復旧作業、原因究明等

個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課　名　　総務管理課

委託する業務の名称	重要機能室機器操作業務
委託する相手先	受託者
委託する理由	庁内ＬＡＮ接続端末装置等の設定、各種情報システムに係る操作、出力装置の操作、障害対応（一次対応）、職員からの問合せ対応その他運用管理に必要な業務について、円滑な運用、専門技術の活用及び経費の適切な執行等において効果的であるため、委託するもの
委託する期間	契約締結の日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	総務管理課が運用管理及び保守を行っている各種情報システムで取り扱う全ての個人情報
個人情報の提供方法	電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	機密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受及び搬送・保管及び廃棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務など

重要機能室機器操作業務の変更について

1　業務の名称　　重要機能室機器操作業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
委託する相手先	㈱ＢＳＮアイネット	受託者
委託する理由	庁内ＬＡＮ接続端末装置等に係る職員からの問合せ対応業務、設定・障害対応業務その他ヘルプデスクに必要な業務並びに住民情報システム、税関連システム及び財務会計システムにおけるオペレーション業務、出力装置の操作、障害対応（一次対応）、質疑応答の問合せ対応その他運用管理に必要な業務について、円滑な運用、専門技術の活用及び経費の適切な執行等において効果的であるため、委託するもの	庁内ＬＡＮ接続端末装置等の設定、各種情報システムに係る操作、出力装置の操作、障害対応（一次対応）、職員からの問合せ対応その他運用管理に必要な業務について、円滑な運用、専門技術の活用及び経費の適切な執行等において効果的であるため、委託するもの
委託する期間	毎年４月１日から翌年３月３１日まで	契約締結の日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	庁内ネットワークシステム、イントラネットシステムの画面上で確認できる全ての個人情報、住民情報システム画面上で確認できる全ての個人情報、税関連システムで確認できる全ての個人情報及び財務会計システムで確認できる全ての債権者情報	総務管理課が運用管理及び保守を行っている各種情報システムで取り扱う全ての個人情報
個人情報保護に係る委託条件	再委託の制限、責任の明確化、従事者名簿及び秘密保持誓約書の提出等	機密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受及び搬送・保管及び廃棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務など

3　変更理由

個別の登録となっている住民情報システム、税関連システム及び財務会計システムの運用支援業務委託を整理・統合することに伴い、文言を整備するもの

4　変更期日

平成３１年３月２５日

5　業務の概要

⑴　実施目的

行政事務に必要なＯＡ機器、行政手続に係る各種情報システム等を円滑かつ適切に運用管理することにより、行政サービスを安定的に提供するもの

⑵　業務内容

庁内ＬＡＮ接続端末装置等の設定、各種情報システムに係る操作、出力装置の操作、障害対応（一次対応）、職員からの問合せ対応その他運用管理に必要な業務

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課　名　　税務課

業務の名称	個人住民税賦課業務
収集の目的	個人住民税を賦課するため （根拠法令：　　　　　　　）
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、国籍、続柄、人的関係、婚姻、死亡、学校名、学歴、職種、職歴、勤務先、役職、相談内容、収入情報、収納情報、金融機関情報、印影、土地情報、建物情報、資産情報、法的権利、財産価額、課税標準額、賦課情報、債務情報、滞納情報、更正理由、医療保険情報、雇用保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、年金情報、家族構成、ＤＶ被害状況、虐待状況、被害情報、農業経営情報、所得税額、所得税の申告内容、所得税の更正内容、他市区町村における個人住民税賦課の有無、仮放免情報
収集の時期	■　定　期　　■　随　時
収集の方法	■本　　人 ■本人以外　■法 令 等（根拠条項：地方税法、上越市市税条例、番号法別表第１の１６の項） ■本人同意 □出版、報道等（　　　　　　　） □緊　急 ■その他（福祉課、高齢者支援課、税務課、農政課、農業委員会、市民課、国保年金課、建築住宅課、税務署、事業所、年金保険者、農業協同組合、地方税電子化協議会）
保管の方法	■文　書　□帳　票　□図　画　□磁気テープ　□マイクロフィルム ■庁内ＬＡＮ上のファイルサーバーの磁気ディスク ■その他（申告時出張用サーバー、総合行政ネットワーク文書交換システム内ハードディスク）
記録されている文書等の保存期間	□１年　□３年　■５年　□１０年　□長期　□その他（　　　　）

【個人住民税賦課業務の業務登録の変更及び空き家等対策業務の目的外利用登録について】

市税を公平かつ適正に賦課するため、空き家等対策業務で得た空き家等の所有者、連絡先などの情報を個人住民税賦課業務及び固定資産税賦課業務において利用できるよう、目的外利用登録を行うもの

個人住民税賦課業務の変更について

1　業務の名称　　個人住民税賦課業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
収集の方法	■本　　人 ■本人以外 ■法 令 等（根拠条項：地方税法、上越市市税条例、番号法別表第１の１６の項） ■本人同意 □出版、報道等（　　　　　　　） □緊　急 ■その他（福祉課、高齢者支援課、税務課、農政課、農業委員会、市民課、国保年金課______ ______、税務署、事業所、年金保険者、農業協同組合、地方税電子化協議会）	■本　　人 ■本人以外 ■法 令 等（根拠条項：地方税法、上越市市税条例、番号法別表第１の１６の項） ■本人同意 □出版、報道等（　　　　　　　） □緊　急 ■その他（福祉課、高齢者支援課、税務課、農政課、農業委員会、市民課、国保年金課、建築住宅課、税務署、事業所、年金保険者、農業協同組合、地方税電子化協議会）

3　変更理由

建築住宅課の空き家等対策業務で得た情報を目的外利用するため

4　変更期日

平成３１年３月２５日

5　業務の概要

(1)　実施目的

個人住民税を賦課するため

(2)　業務内容

所得額、世帯状況など個人住民税の賦課に必要な情報を基に、当該年度における個人住民税の額を決定し、賦課する。

保有個人情報 目的外利用／外部提供 登録票（諮問）

課　名　建築住宅課

業務の名称	空き家等対策業務
利用又は提供する目的	個人住民税賦課業務における家屋敷課税対象者の把握のため （根拠法令：　　　　　　）
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、相談内容、土地情報、建物情報
利用又は提供する方法	■ 閲覧　■ 文書による通知、複写　□ コンピュータ処理等 □ その他（　　　　　　）

利用又は提供する相手先	名称	税務課
	業務の名称	個人住民税賦課業務
利用又は提供する期間	随時	

空き家等対策業務の目的外利用について

1　業務の名称　　空き家等対策業務

2　業務の概要

⑴　実施目的

空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全するため

⑵　業務内容

空き家等の所有者等を把握し、その適切な管理及び活用促進がなされるよう必要な施策を実施する。

3　利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、相談内容、土地情報、建物情報

4　利用又は提供できる理由

個人住民税賦課業務の遂行に必要な限度で目的外利用を行う場合であって、市税の公平かつ適正な賦課は、当該目的外利用について相当な理由があると認められるため

5　利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6　利用又は提供する相手先の業務の概要について

⑴　業務の名称

個人住民税賦課業務

⑵　業務の概要

所得額、世帯状況など個人住民税の賦課に必要な情報を基に、当該年度における個人住民税の額を決定し、賦課する。

7　利用期日又は提供開始日

平成３１年３月２５日

目的外利用
保有個人情報　　　　登録票（諮問）
外 部 提 供

課　名　建築住宅課

業務の名称	空き家等対策業務
利用又は提供する目的	固定資産税賦課業務における課税客体の状況把握のため （根拠法令：　　　　　　　）
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、相談内容、土地情報、建物情報
利用又は提供する方法	■ 閲覧　■ 文書による通知、複写　□ コンピュータ処理等 □ その他（　　　　　　　　）
利用又は提供する相手先	名称：税務課 業務の名称：固定資産税・都市計画税賦課業務
利用又は提供する期間	随時

空き家等対策業務の目的外利用について

1　業務の名称　　空き家等対策業務

2　業務の概要

(1)　実施目的

空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全するため

(2)　業務内容

空き家等の所有者等を把握し、その適切な管理及び活用促進がなされるよう必要な施策を実施する。

3　利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、相談内容、土地情報、建物情報

4　利用又は提供できる理由

固定資産税・都市計画税賦課業務の遂行に必要な限度で目的外利用を行う場合であって、市税の公平かつ適正な賦課は、当該目的外利用について相当な理由があると認められるため

5　利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6　利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1)　業務の名称

固定資産税・都市計画税賦課業務

(2)　業務の概要

毎年１月１日の賦課期日において、市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有する人に対して、地方税法、上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の規定に基づき、固定資産税及び都市計画税を賦課する。

7　利用期日又は提供開始日

平成３１年３月２５日

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課　名　　共通

業務の名称	債権管理・滞納整理業務（共通）
収集の目的	債権の管理及び滞納整理を適正に行うため （根拠法令：　　　　　　　）
収集する個人情報の項目	氏名、住所、本籍、生年月日、電話番号、続柄、死亡、後見情報、学校名、勤務先、役職、勤務状況、健康状態、身体機能、収入情報、支払情報、収納情報、与信情報、金融機関情報、印影、土地情報、建物情報、車両情報、資産情報、法的権利、財産価額、債務情報、滞納情報、医療保険情報、雇用保険情報、生活保護情報、心身障害情報、年金情報、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況、被害情報
収集の時期	□　定　期　　■　随　時
収集の方法	■本　　人 ■本人以外　　■法　令　等（根拠条項：地方自治法、地方自治法施行令、民事執行法等） ■本人同意 □出版、報道等（　　　　　　　） □緊　急 ■その他（各課等、裁判所、弁護士、債権管理会社）
保管の方法	■文　書　□帳　票　□図　画　□磁気テープ　□マイクロフィルム ■庁内ＬＡＮ上のファイルサーバーの磁気ディスク □その他（　　　　　　　）
記録されている文書等の保存期間	□１年　□３年　■５年　□１０年　□長期　□その他（　　　　）

【債権管理・滞納整理業務（共通）の業務登録変更及び戸籍に関する業務の目的外利用登録について】

債権管理業務及び滞納整理業務において、非強制徴収公債権及び私債権については、調査に当たり本人の同意を得なければ収集できない項目があり、業務に支障が生じている。効率的な債権管理業務及び滞納整理業務を行うため、申請時又は納付相談時に本人の同意を得て滞納発生時に適切な調査が行えるよう、収集の方法を変更するとともに、地方自治法上の規定により必要な目的外利用登録を行うもの

債権管理・滞納整理業務（共通）の変更について

1　業務の名称　　債権管理・滞納整理業務（共通）

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
収集の方法	■本　　人 ■本人以外 ■法 令 等（根拠条項：地方自治法、地方自治法施行令、民事執行法等　） □本人同意 □出版、報道等（　　　　） □緊　急 ■その他（　　　　裁判所、弁護士、債権管理会社 ）	■本　　人 ■本人以外 ■法 令 等（根拠条項：地方自治法、地方自治法施行令、民事執行法等　） ■本人同意 □出版、報道等（　　　　） □緊　急 ■その他（各課等、裁判所、弁護士、債権管理会社 ）

3　変更理由

非強制徴収公債権及び私債権に係る債権管理業務及び滞納整理業務において、申請時又は納付相談時に本人から同意書を提出してもらう等、事前に本人同意を得て必要な調査が行えるよう収集の方法を変更するもの

4　変更期日

平成３１年４月１日

5　業務の概要

(1)　実施目的

債権の管理及び滞納整理を適正に行うため

(2)　業務内容

金銭の給付を目的とする権利の管理、督促、強制執行その他の保全及び取立て並びに徴収停止、履行期限の延長及び債務の免除並びに訴訟手続による履行請求及び強制執行の手続を行う。

保有個人情報 目的外利用（選択）／外部提供 登録票（諮問）

課　名　　市民課

<table>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="2">戸籍に関する業務</td></tr>
<tr><td>利用又は提供する目的</td><td colspan="2">上越市債権管理条例第２条第４号に規定するその他の債権に係る滞納金を徴収するため
（根拠法令：地方自治法）</td></tr>
<tr><td>利用又は提供する保有個人情報の項目</td><td colspan="2">氏名、住所、本籍、生年月日、続柄</td></tr>
<tr><td>利用又は提供する方法</td><td colspan="2">□　閲覧　■　文書による通知、複写　□　コンピュータ処理等
□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用又は提供する相手先</td><td>名称</td><td>債権管理・滞納整理業務を取り扱う課等</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td>債権管理・滞納整理業務（共通）</td></tr>
<tr><td>利用又は提供する期間</td><td colspan="2">随時</td></tr>
</table>

戸籍に関する業務の目的外利用

1　業務の名称　　戸籍に関する業務

2　業務の概要

(1)　実施目的

国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証するため

(2)　業務内容

戸籍法に基づく届書及び申請の受理、戸籍簿の管理及び調整等を行う

3　利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、本籍、生年月日、続柄

4　利用又は提供できる理由

本人同意によるもの又は地方自治法第２４０条第２項に「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と規定されているため

5　利用又は提供する方法

文書による通知、複写

6　利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1)　業務の名称

債権管理・滞納整理業務（共通）

(2)　業務の概要

金銭の給付を目的とする権利の管理、督促、強制執行その他の保全及び取立て並びに徴収停止、履行期限の延長及び債務の免除並びに訴訟手続による履行請求及び強制執行の手続を行うもの

7　利用期日又は提供開始日

平成３１年４月１日

(同意書様式)

【H30.10.10 債権管理委員に配布した参考様式】

納付誓約書の例

○○料納付誓約書

（宛先）上越市長

私は、○○の申込みにあたり○○料を指定された期限までに納付することを誓約します。

万一、納期限を過ぎて支払いが滞った場合、市が滞納整理のために私の氏名、住所等の異動資料や税務情報（職業・勤務先や収入額等）を調査されても異議はありません。

平成　年　月　日

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　印

他市の納付誓約書の文言の例

○ 保育料（強制徴収公債権なので、誓約書が無くても強制徴収は可能）

・保育料を指定された日までに納付します。この誓約に違反した時は、地方税法の滞納処分の例による差押え、児童手当法第 22 条による特別徴収の処分を受けても異議ありません。

・未納が発生した場合は、児童手当を現金支給とすることに同意します。万が一納付できない場合は、連帯保証人が保護者と連帯して利用料を支払います。

・（公立幼稚園）滞納している場合は、当該園児の登園停止または退園となることを同意します。

○ 放課後児童会（放課後児童クラブ）

・分担金について期限を厳守し納付することを誓約します。もし、この誓約に違反したとき、または虚偽の申込みであったときは、放課後児童会の退会等いかなる処分を受けても異議を申し立てません。

誓約書を提出させる際の注意

申請書の添付書類だからと単に署名させるのではなく、必ず誓約書の目的と、誓約に反した場合（滞納が継続している時）にとられる具体的な処分（住所等の連絡先の調査、所得や勤務先等の税務情報を調査すること）について詳細な説明をしたうえで、署名させること。

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課　名　　文化振興課

委託する業務の名称	ライオン像のある館（旧直江津銀行）管理業務
委託する相手先	受託者
委託する理由	業務の効率化及び経費の削減を図るため
委託する期間	平成３１年４月１日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、利用目的など占用利用承認申請書及び承認に係る通知書等にある情報
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	受託者は、委託業務の実施にあたり、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

【ライオン像のある館（旧直江津銀行）管理業務の業務委託登録について】

ライオン像のある館（旧直江津銀行）の開館に伴い、施設管理に係る業務委託登録を行うもの

ライオン像のある館（旧直江津銀行）管理業務の概要について

1　業務の名称　　ライオン像のある館（旧直江津銀行）管理業務

2　業務の概要

(1)　実施目的

施設を適正に管理し、利用者の利便を図る。

(2)　業務内容

施設案内、観光案内、受付等の施設管理に関する業務

3　取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、利用目的など占用利用承認申請書及び承認に係る通知書等にある情報

4　委託する期間

平成３１年４月１日から業務終了まで

5　個人情報の提供方法

文書の交付

保有個人情報 目的外利用 / 外部提供 登録票（変更）（諮問）

課　名　　福祉課

業務の名称	障害福祉サービス等に関する業務	
利用又は提供する目的	障害者からの求めにより、支給決定や施設入所調整事務、サービス利用のあっせん・調整などを行うなど、障害者のサービス利用を円滑に行うため （根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、県入所調整会議設置運営要綱、入所事務取扱要領）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、学校名、職歴、健康状態、身体機能、傷病情報、診療情報、心身障害情報、家族構成、生活状況、趣味、嗜好	
利用又は提供する方法	□ 閲覧 ■ 文書による通知、複写 □ コンピュータ処理等 □ その他（　　　　　　　　　　　　）	
利用又は提供する相手先	名称	新潟県身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、地域包括支援センター、介護サービス事業所等
	業務の名称	入所調整関係業務、サービス利用決定・調整業務
利用又は提供する期間	平成１８年１０月１日から業務終了まで	

【障害福祉サービス等に関する業務の外部提供登録及び目的外利用登録の変更について】

６５歳に達するまでの５年間にわたり、障害福祉サービスを利用していた非課税世帯等の高齢障害者に係る介護保険サービスの利用者負担が軽減される高額障害福祉サービス等給付費の新たな仕組みの導入に合わせて、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、関係機関及び関係業務の間の連携に必要な外部提供登録及び目的外利用登録の変更を行うもの

障害福祉サービス等に関する業務の変更について

１　業務の名称　　障害福祉サービス等に関する業務

２　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
利用又は提供する相手先	新潟県身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者＿＿＿＿＿＿＿＿等	新潟県身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、地域包括支援センター、介護サービス事業所等

３　変更理由

高額障害福祉サービス等給付費の新たな仕組みの導入に合わせて、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、介護保険に関する業務を行う地域包括支援センター及び介護サービス事業所に対し、障害福祉サービス利用者に関する必要な情報の提供を行うもの

４　変更期日

平成３１年４月１日

５　業務の概要

⑴　実施目的

障害者及び障害の疑いのある人に対し、障害福祉サービスを始めとする各種福祉サービスを提供するため

⑵　業務内容

障害者及び障害の疑いのある人に対する障害福祉サービスを始めとする各種福祉サービスの提供

保有個人情報 目的外利用／外部提供 登録票（変更）（諮問）

課　名　　福祉課

業務の名称	障害福祉サービス等に関する業務	
利用又は提供する目的	介護保険適用除外施設入退所状況を把握するほか、障害福祉サービスに対して、適正な支給決定をするため （根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、心身障害情報	
利用又は提供する方法	□ 閲覧 ■ 文書による通知、複写 ■ コンピュータ処理等 □ その他（　　　　　　　　　　）	
利用又は提供する相手先	名称	高齢者支援課
	業務の名称	介護保険業務
利用又は提供する期間	随時	

障害福祉サービス等に関する業務の変更について

1　業務の名称　　障害福祉サービス等に関する業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
利用又は提供する目的	介護保険適用除外施設入退所状況を把握する＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ため （根拠法令：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）	介護保険適用除外施設入退所状況を把握するほか、障害福祉サービスに対して、適正な支給決定をするため （根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
利用又は提供する期間	業務終了まで	随時

3　変更理由

高額障害福祉サービス等給付費の新たな仕組みの導入に合わせて、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、障害福祉サービス等に関する業務と介護保険業務の間の連携に必要な修正を行うもの

4　変更期日

平成３１年４月１日

5　業務の概要

(1)　実施目的

障害者及び障害の疑いのある人に対し、障害福祉サービスを始めとする各種福祉サービスを提供するため

(2)　業務内容

障害者及び障害の疑いのある人に対する障害福祉サービスを始めとする各種福祉サービスの提供

添付資料①

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

○ 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担（1割）が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。

○ このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

具体的内容

○ 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設ける。

【対象者】
- 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- 一定程度以上の障害支援区分
- 低所得者

（具体的な要件は、今後政令で定める。）

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

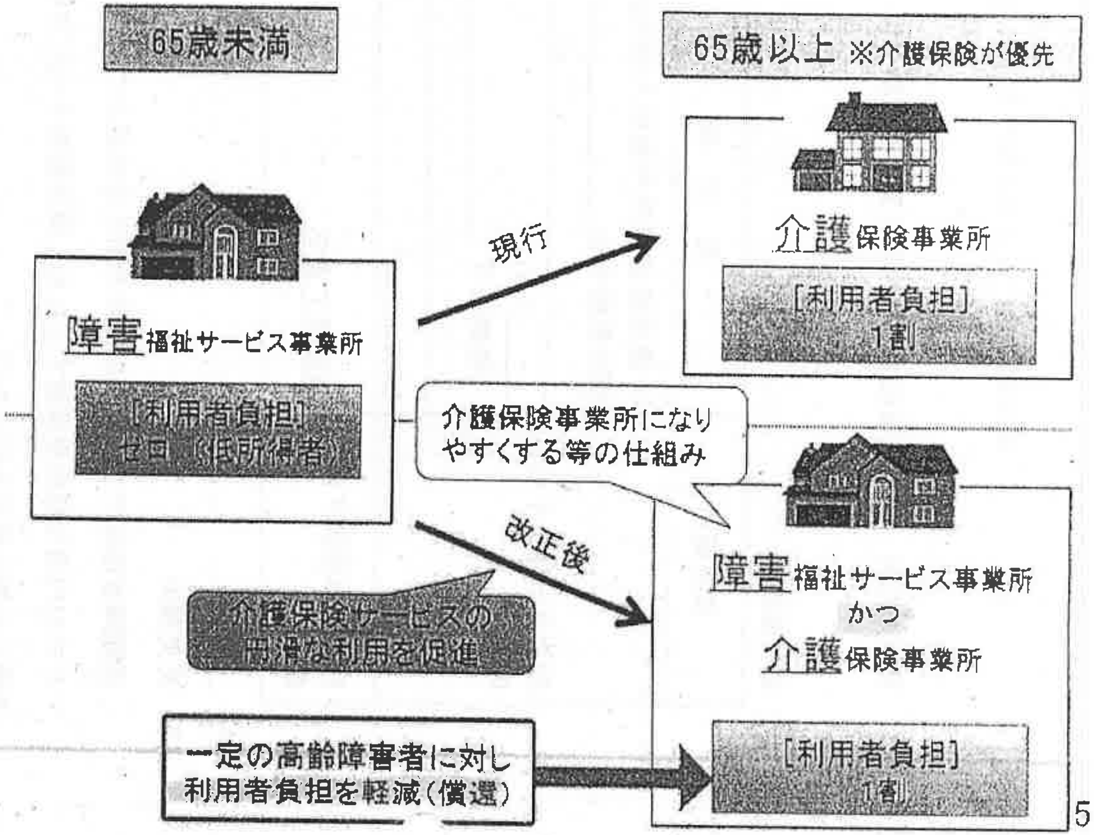

障害福祉制度による介護保険移行時の利用者負担の軽減制度について
（新高額障害福祉サービス等給付費について）

1　制度概要

65 歳に達するまでの前 5 年間にわたり障害福祉サービスを利用していた非課税世帯等の高齢障害者に対して、介護保険サービスの利用者負担額が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減します。

2　対象要件

以下の要件をすべて満たす方

① 65 歳に達するまでの前 5 年間にわたり介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護等）に係る支給決定を受けている（65 歳到達時に障害支援区分 2 以上）

② 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない

③ 市町村民税非課税者又は生活保護世帯

【利用者負担の制度】

障害福祉サービス利用者：非課税世帯	⇒	利用者負担なし
介護保険サービス利用者：非課税世帯	⇒	1 割負担あり

3　対象となる給付費（介護保険相当障害福祉サービス）

居宅介護、生活介護、短期入所

※ 介護保険独自のサービスは助成の対象外となります。（訪問看護、通所リハビリ等）

4　給付費助成の流れ

① 助成対象者　：介護保険申請
② 助成対象者　：介護保険サービスを利用
　　利用者負担額（1 割）を介護保険事業所に支払
③ 市（福祉課）：助成対象者に助成に係る申請書を案内（郵送）
④ 助成対象者　：助成に係る申請書を市福祉課に提出
⑤ 市（福祉課）：助成に係る申請書の審査
⑥ 市（福祉課）：助成対象者に助成費を給付（指定の口座に振込み）

裏面あり

（参考）給付費助成の流れ

① 介護保険サービスを利用し利用者負担額 1 割（例 5,000 円を支払）

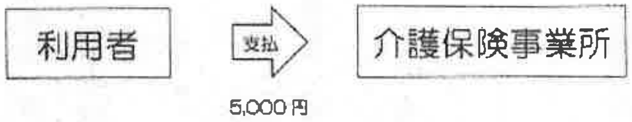

② 市から利用者（給付対象者のみ）の方に給付申請の案内（郵送による）

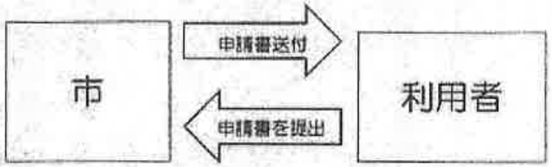

③ 利用者の給付申請に基づき、市から利用者に介護保険事業所に支払った利用者負担額（例 5,000 円）を助成

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課　名　　健康づくり推進課

業務の名称	予防接種業務
収集の目的	予防接種案内、接種状況把握及び費用助成等の予防接種業務を行うため （根拠法令：予防接種法）
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、世帯員コード、印影、国籍、続柄、人的関係、出生、在留資格、健康状態、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、心身障害情報、ＤＶ被害状況、虐待状況、出産予定日、助成等審査の要件となっている個人情報、仮放免情報
収集の時期	□　定　期　　■　随　時
収集の方法	■本　　人 ■本人以外　■法 令 等（根拠条項：番号法別表第１の１０の項） ■本人同意 □出版、報道等（　　　） □緊　急 ■その他（市民課、住民基本台帳、税務課、福祉課、国保年金課、保育課、こども課、医療機関）
保管の方法	■文　書　□帳　票　□図　画　□磁気テープ　□マイクロフィルム ■庁内ＬＡＮ上のファイルサーバーの磁気ディスク ■その他（保健システム内のファイルサーバー）
記録されている文書等の保存期間	□１年　□３年　■５年　□１０年　□長期　□その他（　　　）

【予防接種業務の業務登録の変更及び業務委託登録２件について】
風しんの全国的な流行を受け、公的補助による風しんの予防接種を受ける機会がなかった３９歳から５６歳までの男性を３年間に限り、風しんに係る予防接種法に基づく定期接種（風しん第５期定期接種）の対象とし、無料の抗体検査及び予防接種を実施する。この際に使用するクーポン券の印刷・封入・封緘及び抗体検査を委託し、その中で個人を特定する世帯員コードを使用するため、必要な業務登録の変更及び業務委託登録を行うもの

予防接種業務の変更について

1　業務の名称　　予防接種業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号＿＿＿＿＿＿、印影、国籍、続柄、人的関係、出生、在留資格、健康状態、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、心身障害情報、ＤＶ被害状況、虐待状況、出産予定日、助成等審査の要件となっている個人情報、仮放免情報	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、世帯員コード、印影、国籍、続柄、人的関係、出生、在留資格、健康状態、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、心身障害情報、ＤＶ被害状況、虐待状況、出産予定日、助成等審査の要件となっている個人情報、仮放免情報

3　変更理由
風しん第５期定期接種に係る抗体検査及び予防接種を実施するに当たり、使用するクーポン券の印刷・封入・封緘及び検査結果報告において個人を特定する世帯員コードの使用が必要なため

4　変更期日
平成３１年４月１日

5　業務の概要
(1)　実施目的
様々な疾病に対する予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。
(2)　業務内容
予防接種法に定める定期予防接種等について、医療機関等へ委託し実施する。
・子どもの予防接種（定期接種）
・大人の風しん抗体検査・予防接種（定期接種）
・大人の風しん予防接種（任意接種）
・高齢者の予防接種（定期接種）

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課　名　　健康づくり推進課

委託する業務の名称	予防接種業務
委託する相手先	クーポン券の印刷・封入・封緘業務受託者
委託する理由	風しん第５期定期接種に係る抗体検査及び予防接種に使用するクーポン券の印刷・封入・封緘業務を業者に委託し、業務の効率化を図るため
委託する期間	毎年４月１日から翌年３月３１日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、世帯員コード
個人情報の提供方法	フラッシュメモリ等の外部記録媒体
個人情報保護に係る委託条件	・機密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報の授受及び搬送・保管及び廃棄に関する事項 ・契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 ・複写及び複製の禁止に関する事項 ・情報の管理について調査に応ずる義務に関する事項などについて遵守すること。 ・委託業務終了時には、個人情報を返還すること。

予防接種業務の概要について

1　業務の名称　　予防接種業務

2　業務の概要

⑴　実施目的

様々な疾病に対する予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。

⑵　業務内容

予防接種法に定める定期予防接種等について、医療機関等へ委託し実施する。

・子どもの予防接種（定期接種）
・大人の風しん抗体検査・予防接種（定期接種）
・大人の風しん予防接種（任意接種）
・高齢者の予防接種（定期接種）

3　取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、世帯員コード

4　委託する期間

毎年４月１日から翌年３月３１日まで

5　個人情報の提供方法

フラッシュメモリ等の外部記録媒体

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課　名　　健康づくり推進課

委託する業務の名称	予防接種業務
委託する相手先	上越地域総合健康管理センター
委託する理由	風しん第５期定期接種に係る抗体検査について委託し、検査結果を一括で受けることで業務の効率化を図る
委託する期間	毎年４月１日から翌年３月３１日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、世帯員コード、健康状態、診療情報
個人情報の提供方法	・文書の交付 ・電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	・機密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報の授受及び搬送・保管及び廃棄に関する事項 ・契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 ・複写及び複製の禁止に関する事項 ・情報の管理について調査に応ずる義務に関する事項などについて遵守すること。 ・委託業務終了時には、個人情報を返還すること。

予防接種業務の概要について

1　業務の名称　　予防接種業務

2　業務の概要

(1)　実施目的

様々な疾病に対する予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。

(2)　業務内容

予防接種法に定める定期予防接種等について、医療機関等へ委託し実施する。

・子どもの予防接種（定期接種）

・大人の風しん抗体検査・予防接種（定期接種）

・大人の風しん予防接種（任意接種）

・高齢者の予防接種（定期接種）

3　取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、世帯員コード、健康状態、診療情報

4　委託する期間

毎年４月１日から翌年３月３１日まで

5　個人情報の提供方法

文書の交付及び電子ファイルの交付

個人情報取扱業務委託（変更）（諮問）

課　名　　健康づくり推進課

委託する業務の名称	市民健康診査及び後期高齢者健康診査業務
委託する相手先	上越地域総合健康管理センター
委託する理由	健康診査の集団健診について一括で業務委託を行うことで業務の効率化を図るため
委託する期間	毎年４月１日から翌年３月３１日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、生年月日、住所、続柄、婚姻、電話番号、職種、身体機能、傷病情報、健康状態、診療情報、出生、生活習慣、世帯員コード、住所コード、生活保護情報、老人医療費助成事業（県老）該当の有無、賦課情報、特定高齢者該当の有無、職業、勤務先、血液型
個人情報の提供方法	・文書の交付 ・電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	機密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受及び搬送・保管及び廃棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務など

【市民健康診査及び後期高齢者健康診査業務の業務委託登録の変更について】
セキュリティの強化及び業務効率の向上を図るため、市民健康診査及び後期高齢者健康診査業務における委託者へのデータの提供方法を電子ファイルの交付とすることから、業務委託登録を変更するもの

市民健康診査及び後期高齢者健康診査業務の変更について

1　業務の名称　　市民健康診査及び後期高齢者健康診査業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
個人情報の提供方法	・文書の交付 ・ＣＤ－Ｒ等の外部記録媒体	・文書の交付 ・電子ファイルの交付

3　変更理由

委託業者とのデータの提供をＣＤ－Ｒ等の外部記録媒体で行っていたが、セキュリティの強化及び業務効率の向上を図るため、ネットワークを介したファイル交換サービスに変更するもの

なお、提供する電子ファイルにはパスワードを設定し、通信はＴＬＳ（Ｔｒａｎｓｐｏｒｔ Ｌａｙｅｒ Ｓｅｃｕｒｉｔｙ）を使用する。

4　変更期日

平成３１年４月１日

5　業務の概要

(1)　実施目的

後期高齢者や職場等で健康診査を受けることができない人の適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、健康診査等を実施し、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図るもの

(2)　業務内容

後期高齢者や職場等で健康診査を受けることができない人に対して、健康診査を行う。

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課　名　　健康づくり推進課

委託する業務の名称	健康づくりポイント事業報償品梱包発送業務
委託する相手先	受託業者
委託する理由	健康づくりポイント事業において、応募者に報償品を発送するため
委託する期間	平成３１年3月２５日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	業務上知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。（業務終了後においても同様）

【健康づくりポイント事業報償品梱包発送業務の業務委託登録について】

市民の自発的な健康づくりに資する取組にポイントを付与し、所定のポイントを取得した市民に報償品を贈呈する健康づくりポイント事業において、報償品の発送に必要な業務委託登録を行うもの

健康づくりポイント事業報償品梱包発送業務の概要について

1　業務の名称　　健康づくりポイント事業報償品梱包発送業務

2　業務の概要

(1)　実施目的

市民が自ら行う健康づくりに資する取組を促進し、市民が運動習慣等を身に付け、実践する機運を醸成することにより、健康診査の受診率の向上並びに生活習慣病の発症及び重症化の予防を図り、健康増進計画の目標である健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現を目指すもの

(2)　業務内容

各種健康診査の受診、健診結果説明会への参加、スポーツ教室への参加等の取組にポイントを付与し、所定のポイントを取得した市民に温浴施設等の入浴券を贈呈するとともに、抽選でメイド・イン上越の認証品等の報償品を贈呈する健康づくりポイント事業において、報償品の発送を行う。

3　取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、電話番号

4　委託する期間

平成３１年３月２５日から業務終了まで

5　個人情報の提供方法

文書の交付

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課　名　　国保年金課

業務の名称	国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務
収集の目的	免除要件の確認のため （根拠法令：国民年金法、国民年金法施行規則）
収集する個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、個人番号、電話番号、人的関係、続柄、学校名、学歴、収入情報、雇用保険情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況、被害情報、出産予定日又は出産日、単胎・多胎の別
収集の時期	□ 定　期　　■ 随　時
収集の方法	■本　　人 ■本人以外　■法 令 等（番号法別表第１の３１の項） ■本人同意 □出版、報道等（　　　） □緊　急 ■その他（危機管理課、市民課、福祉課、国民健康保険システムでの閲覧）
保管の方法	■文　書　□帳　票　□図　画　□磁気テープ　□マイクロフィルム ■庁内ＬＡＮ上のファイルサーバーの磁気ディスク □その他（　　　）
記録されている文書等の保存期間	□１年　■３年　□５年　□１０年　□長期　□その他（　　　）

【国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務の業務登録及び外部提供登録の変更について】

本年４月１日に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が施行され、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まる。免除の申請時に出産予定日又は出産日等を確認し、日本年金機構へ情報を提供することから、業務登録及び外部提供登録の個人情報の項目を追加するもの

国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務の変更について

1　業務の名称　　国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
収集する個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、個人番号、電話番号、人的関係、続柄、学校名、学歴、収入情報、雇用保険情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況、被害情報	氏名、住所、生年月日、個人番号、電話番号、人的関係、続柄、学校名、学歴、収入情報、雇用保険情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況、被害情報、出産予定日又は出産日、単胎・多胎の別

3　変更理由

本年４月１日の公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の施行を受け、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まり、国民年金第一号被保険者の出産予定日又は出産日等を収集するため

4　変更期日

平成３１年４月１日

5　業務の概要

(1)　実施目的

免除要件の確認のため

(2)　業務内容

国民年金保険料の免除・納付猶予の要件の確認

目的外利用
保有個人情報 外部提供 登録票（変更）（諮問）

課　名　国保年金課

業務の名称	国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務
利用又は提供する目的	厚生労働大臣が免除決定を行うため （根拠法令：国民年金法、国民年金法施行規則）
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、続柄、収入情報、雇用保険情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、出産予定日又は出産日、単胎・多胎の別
利用又は提供する方法	□ 閲覧　■ 文書による通知、複写　□ コンピュータ処理等 □ その他（　）

利用又は提供する相手先	名称	日本年金機構
	業務の名称	国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務
利用又は提供する期間	期間の定めは無い	

国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務の変更について

1　業務の名称　国民年金保険料免除業務、若年者納付猶予制度業務及び学生納付特例申請確認業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、続柄、収入情報、雇用保険情報、生活保護情報、年金情報、家族構成	氏名、住所、生年月日、電話番号、続柄、収入情報、雇用保険情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、出産予定日又は出産日、単胎・多胎の別

3　変更理由

本年４月１日の公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の施行を受け、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まり、国民年金第一号被保険者の出産予定日又は出産日等を提供するため

4　変更期日

平成３１年４月１日

5　業務の概要

(1)　実施目的
厚生労働大臣が免除決定を行うため

(2)　業務内容
国民年金保険料の免除・納付猶予の判定

概要①

○趣旨（国民年金法第88条の2）

・国民年金第１号被保険者の産前産後期間の保険料免除（以下「産前産後免除」という。）は、国民年金の被保険者が出産を行った際に、その出産前後の一定期間の保険料については納付することを要せず、当該期間を保険料納付済期間に算入されるという次世代育成支援を目的とする制度である。

・この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引き上げ、国民年金の被保険者全体で対応する。

※平成31年度の国民年金保険料　月額16,410円

1

概要②

○産前産後期間

・国民年金第1号被保険者について、出産の予定日（保険料免除に関する届出の提出前に出産した場合は、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠（双子等）の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を納付することは要しない。

【単胎の場合】

		産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除		
			△				

出産予定日（出産後の届出の場合は「出産の日」）

【多胎の場合】

産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除	産前産後免除		
			△				

出産予定日（出産後の届出の場合は「出産の日」）

・出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が乖離した場合であっても、原則として変更は行わない。

2

概要③

○出産の範囲

・妊娠８５日（４か月）以上の分娩（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む）とする。

○産前産後免除期間（国民年金法第5条）

・産前産後免除期間は、国民年金の保険料納付済期間に算入されるため、法定免除・申請免除よりも優先される。

・産前産後免除期間は、死亡一時金・脱退一時金についても、保険料納付済期間に算入される。

3

概要④

○　付加保険料を納付することができる期間（国民年金法第87条の2）

産前産後免除は、他の保険料免除とは異なり、所得の有無にかかわらず保険料の負担を免除するものであることから、当該期間についても付加保険料を納付することができる。その取扱いについては、これまでと変更はない。

【具体例】

産前産後免除期間のみ付加保険料を納付する場合

産前産後免除の開始月に付加保険料の申出を行い、産前産後免除の終了月の翌月に辞退の申出を行う必要がある。

○　国民年金の任意加入（国民年金法附則第5条等）

国民年金に任意加入している者は、産前産後免除には該当しない。

4

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課　名　　国保年金課

業務の名称	年金生活者支援給付金支給に関する業務
収集の目的	年金生活者支援給付金の支給判定のため （根拠法令：年金生活者支援給付金の支給に関する法律）
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、続柄、収入状況、賦課情報、年金情報
収集の時期	□　定　期　　■　随　時
収集の方法	□本　　人 ■本人以外　■法 令 等（根拠条項：年金生活者支援給付金の支給に関する法律、番号法別表第１の９５の項） ■本人同意 □出版、報道等（　　　　　　） □緊　急 ■その他（税務課、日本年金機構、国民健康保険中央会、新潟県国民健康保険団体連合会）
保管の方法	■文　書　□帳　票　□図　画　□磁気テープ　□マイクロフィルム ■庁内ＬＡＮ上のファイルサーバーの磁気ディスク □その他（　　　　　　）
記録されている文書等の保存期間	□１年　□３年　■５年　□１０年　□長期　□その他（　　　　）

【年金生活者支援給付金支給に関する業務の業務登録及び外部提供登録の変更について】

所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金等の受給者に老齢年金生活者支援給付金等を支給する年金生活者支援給付金制度が本年10月から始まる。当初、国民健康保険中央会及び新潟県国民健康保険団体連合会を経由し、日本年金機構へUSBメモリーを用いて情報を提供する予定であったが、国が運用方法を見直し、コンピュータ処理等により情報提供することとしたことから、保管の方法及び提供する方法を変更するもの。

なお、制度の開始の準備のため本年1月に日本年金機構から情報の提供の依頼があり、審議会開催前に提供する必要があったことから、本会議に諮問するもの

年金生活者支援給付金支給に関する業務の変更について

1　業務の名称　　年金生活者支援給付金支給に関する業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
保管の方法	■文　書　□帳　票　□図　画　□磁気テープ　□マイクロフィルム　□庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク　■その他（USBメモリー）	■文　書　□帳　票　□図　画　□磁気テープ　□マイクロフィルム　■庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク　□その他（　　　　　）

3　変更理由

当初、国民健康保険中央会及び新潟県国民健康保険団体連合会を経由し、日本年金機構へUSBメモリーを用いて情報提供する予定であったところ、国が運用方法を見直し、コンピュータ処理等により情報提供することとしたため、合わせて保管の方法を変更するもの

4　変更期日

平成31年2月13日

5　業務の概要

(1)　実施目的

年金生活者支援給付金の支給判定のため

(2)　業務内容

年金生活者支援給付金の支給判定

目的外利用
保有個人情報　　　　　登録票（変更）（諮問）
外部提供

課　名　　国保年金課

業務の名称	年金生活者支援給付金支給に関する業務	
利用又は提供する目的	年金生活者支援給付金の支給判定のため （根拠法令：年金生活者支援給付金の支給に関する法律）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、続柄、収入状況、賦課情報、年金情報	
利用又は提供する方法	□　閲覧　□　文書による通知、複写　■　コンピュータ処理等 □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）	
利用又は提供する相手先	名称	日本年金機構（国民健康保険中央会及び新潟県国民健康保険団体連合会を経由）
	業務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する業務
利用又は提供する期間	随時	

年金生活者支援給付金支給に関する業務の変更について

1　業務の名称　　年金生活者支援給付金支給に関する業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
利用又は提供する方法	□　閲覧　□　文書による通知、複写　□　コンピュータ処理等 ■　その他（ＵＳＢメモリー）	□　閲覧　□　文書による通知、複写　■　コンピュータ処理等 □　その他（　　　　　　）

3　変更理由

当初、国民健康保険中央会及び新潟県国民健康保険団体連合会を経由し、日本年金機構へＵＳＢメモリーを用いて情報提供する予定であったところ、国が運用方法を見直し、コンピュータ処理等により情報提供することとしたため

4　変更期日

平成３１年２月１３日

5　業務の概要

(1)　実施目的

年金生活者支援給付金の支給判定のため

(2)　業務内容

年金生活者支援給付金の支給判定

コンピュータ結合登録票（諮問）

課　名　　保育課

業務の名称	子ども・子育て支援システム保守・運用支援業務
結合する理由	遠隔地にサーバを設置することにより、災害発生時のリスクを軽減するとともに、システム障害発生時における運用支援受託業者による即時対応を可能にするため （根拠法令：　　　　　　　　　）
結合する相手先の名称	富士通株式会社
結合する期間	平成３１年４月１日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、生年月日、住所、本籍、電話番号、学校名、理由又は目的、保育の実施を希望する期間、続柄、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、発達状況、心身障害情報、出産予定日、続柄、理由又は目的、建物情報、法的権利、収入情報、賦課情報、家族構成、人的関係、生活保護情報、診療情報、収納情報、金融機関情報、滞納情報、個別支援計画、障害福祉サービス状況、生活状況、ＤＶ被害状況
結合する相手先における保護措置の内容	・暗号化通信による結合 ・電子証明書及びＩＤ・パスワードによる認証 ・送受信記録の保管、不正アクセスの監視

【子ども・子育て支援システム保守・運用支援業務のコンピュータ結合登録及び業務委託登録について】

子ども・子育て支援新制度に係る業務を処理する「子ども・子育て支援システム」について、災害発生時のリスクを軽減し、障害発生時の受託業者による即時対応を可能にするため、遠隔地にサーバを設置することとしたほか、効率的で円滑な運用を行うため、システムの保守及び運用支援業務を委託することとしたことから、コンピュータ結合登録及び業務委託登録を行うもの

子ども・子育て支援システム保守・運用支援業務のコンピュータ結合の概要について

1　業務の名称　　子ども・子育て支援システム保守・運用支援業務

2　業務の概要

(1)　実施目的

子ども・子育て支援新制度に係る業務について、システムで処理することにより効率的かつ円滑に実施するため

(2)　業務内容

支給認定事務、保育所等入所・退所決定事務、保育料算定事務、私立保育所等給付事務、通園バス運行事務など

3　取り扱う個人情報の項目

氏名、性別、生年月日、住所、本籍、電話番号、学校名、理由又は目的、保育の実施を希望する期間、続柄、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、発達状況、心身障害情報、出産予定日、続柄、理由又は目的、建物情報、法的権利、収入情報、賦課情報、家族構成、人的関係、生活保護情報、診療情報、収納情報、金融機関情報、滞納情報、個別支援計画、障害福祉サービス状況、生活状況、ＤＶ被害状況

4　結合する期間

平成３１年４月１日から業務終了まで

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課　名　　保育課

委託する業務の名称	子ども・子育て支援システム保守・運用支援業務
委託する相手先	富士通株式会社
委託する理由	子ども・子育て支援新制度に係る業務を処理する「子ども・子育て支援システム」について、効率的で円滑な運用を行うため
委託する期間	毎年４月１日から翌年３月３１日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、性別、生年月日、住所、本籍、電話番号、学校名、理由又は目的、保育の実施を希望する期間、続柄、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、発達状況、心身障害情報、出産予定日、続柄、理由又は目的、建物情報、法的権利、収入情報、賦課情報、家族構成、人的関係、生活保護情報、診療情報、収納情報、金融機関情報、滞納情報、個別支援計画、障害福祉サービス状況、生活状況、ＤＶ被害状況
個人情報の提供方法	電子ファイルの交付
個人情報保護に係る委託条件	再委託の制限、責任の明確化 従事者名簿及び秘密保持誓約書の提出等

子ども・子育て支援システム保守・運用支援業務の概要について

1　業務の名称　　子ども・子育て支援システム保守・運用支援業務

2　業務の概要

(1)　実施目的

子ども・子育て支援新制度に係る業務について、システムで処理することにより効率的かつ円滑に実施するため

(2)　業務内容

支給認定事務、保育所等入所・退所決定事務、保育料算定事務、私立保育所等給付事務、通園バス運行事務など

3　取り扱う個人情報の項目

氏名、性別、生年月日、住所、本籍、電話番号、学校名、理由又は目的、保育の実施を希望する期間、続柄、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、発達状況、心身障害情報、出産予定日、続柄、理由又は目的、建物情報、法的権利、収入情報、賦課情報、家族構成、人的関係、生活保護情報、診療情報、収納情報、金融機関情報、滞納情報、個別支援計画、障害福祉サービス状況、生活状況、ＤＶ被害状況

4　委託する期間

毎年４月１日から翌年３月３１日まで

5　個人情報の提供方法

電子ファイルの交付

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課　名　　こども課

業務の名称	妊産婦及び子ども医療費助成業務
収集の目的	妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成するため （根拠法令：　　　　　　　）
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、母子健康手帳番号、続柄、人的関係、婚姻、勤務先、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、家族構成、ＤＶ被害状況、虐待状況、医療費受給情報、妊娠歴（妊娠届出日）、出産予定日
収集の時期	□　定　期　　　■　随　時
収集の方法	■本　　人 ■本人以外　□法 令 等（根拠条項：　　　　　　） ■本人同意 □出版、報道等（　　　　　　　　） □緊　急 ■その他（社会保険診療報酬支払基金新潟支部、新潟県国民健康保険団体連合会、新潟県後期高齢者医療広域連合、各被用者保険保険者、税務課、市民課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、国保年金課）
保管の方法	■文　書　□帳　票　□図　画　□磁気テープ　□マイクロフィルム □庁内ＬＡＮ上のファイルサーバーの磁気ディスク ■その他（乳幼児医療費助成システム、ＣＤ－Ｒ）
記録されている文書等の保存期間	□１年　□３年　■５年　□１０年　□長期　□その他（　　　　　）

【妊産婦及び子ども医療費助成業務の業務登録の変更及び母子管理事業【健診・保健指導・訪問・相談】の目的外利用登録について】

妊産婦に係る医療費について、本年９月から対象者の所得要件を撤廃するとともに、自己負担額を助成し、完全無料化する。制度の拡充を前に、業務登録の内容を精査し、収集する個人情報の項目の整理を行う。

また、制度の拡充を周知するため、現行の制度において対象となっていない妊産婦へ事前に通知するに当たり、対象となる妊産婦の情報を母子管理事業から収集することから、必要な業務登録の変更及び目的外利用登録を行うもの

妊産婦及び子ども医療費助成業務の変更について

1　業務の名称　　妊産婦及び子ども医療費助成業務

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号＿＿＿＿＿、続柄、人的関係、婚姻、勤務先、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、家族構成、ＤＶ被害状況、虐待状況、医療費受給情報＿＿＿＿	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、母子健康手帳番号、続柄、人的関係、婚姻、勤務先、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、医療保険情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、家族構成、ＤＶ被害状況、虐待状況、医療費受給情報、妊娠歴（妊娠届出日）、出産予定日
収集の方法	■本　　人 ■本人以外 □法 令 等（根拠条項：　　　） ■本人同意 □出版、報道等（　　　　） □緊　急 ■その他（社会保険診療報酬支払基金新潟支部、新潟県国民健康保険団体連合会、新潟県後期高齢者医療広域連合、各被用者保険保険者、税務課、市民課、福祉課、高齢者支援課＿＿＿＿＿、国保年金課）	■本　　人 ■本人以外 □法 令 等（根拠条項：　　　） ■本人同意 □出版、報道等（　　　　） □緊　急 ■その他（社会保険診療報酬支払基金新潟支部、新潟県国民健康保険団体連合会、新潟県後期高齢者医療広域連合、各被用者保険保険者、税務課、市民課、福祉課、高齢者支援課、健康づくり推進課、国保年金課）

3　変更理由

本年９月からの妊産婦医療費の拡充に合わせ、収集する個人情報の項目を整理するとともに、現行の制度で対象となっていない妊産婦へ事前に通知し、適切な受給者管理を実施するため

4　変更期日

平成３１年４月１日

5　業務の概要

(1)　実施目的

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成するもの

(2)　業務内容

妊産婦の受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成する。

保有個人情報 目的外利用 / 外部提供 登録票（諮問）

課　名　　健康づくり推進課

業務の名称	母子管理事業【健診・保健指導・訪問・相談】	
利用又は提供する目的	市内に居住する妊産婦に対し、医療費の助成を行うため （根拠法令：　　　　　　）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、出産予定日	
利用又は提供する方法	□ 閲覧　□ 文書による通知、複写　■ コンピュータ処理等 □ その他（　　　　　　）	
利用又は提供する相手先	名称	こども課
	業務の名称	妊産婦及び子ども医療費助成業務
利用又は提供する期間	平成３１年４月１日から業務終了まで	

母子管理事業【健診・保健指導・訪問・相談】の目的外利用について

1　業務の名称　　母子管理事業【健診・保健指導・訪問・相談】

2　業務の概要

(1)　実施目的

妊産婦及び乳幼児の健康管理及び保健指導を行うため

(2)　業務内容

妊産婦及び乳幼児の健康管理及び保健指導を行う。

3　利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、出産予定日

4　利用又は提供できる理由

公益上必要があると認められるため

5　利用又は提供する方法

庁内ＬＡＮ上のファイルサーバーの磁気ディスク

6　利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1)　業務の名称

妊産婦及び子ども医療費助成業務

(2)　業務の概要

妊産婦及び子ども医療費受給資格者に資格者証を交付し、医療費を助成する。

7　利用期日又は提供開始日

平成３１年４月１日

（第２条関係）

妊産婦医療費受給資格証交付申請書

（宛先）　　上越市長

<table>
<tr><td colspan="2">申　請　日</td><td>平成　　年　　月　　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">申請者（妊産婦）</td><td rowspan="2">氏　名</td><td rowspan="2">㊞
審査のため、こども課の職員が私と配偶者の課税台帳を閲覧することを承諾します。</td><td colspan="2">生　年　月　日</td><td>昭和
平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">母　子　健　康
手　帳　番　号</td><td>NO.</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住　所</td><td rowspan="2">上越市

電話　　　（　　）</td><td colspan="2">妊　婦　届　出　日</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">分　娩　予　定　日</td><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">加入保険</td><td>被保険
者氏名</td><td></td><td colspan="2">保　険　証
記号・番号</td><td>（記号）　　　（番号）</td></tr>
<tr><td>保険者
番　号</td><td></td><td colspan="2">保 険 者 名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">助成金振込口座</td><td rowspan="2">金　融
機関名</td><td rowspan="2" colspan="2">銀　　行
労働金庫
信用金庫
信用組合　　　　支店
農　　協</td><td>口　座　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>口　座　名　義
（妊産婦本人）</td><td></td></tr>
</table>

注：太枠欄を記入してください。

＊記載された個人情報は、妊産婦医療費助成事業に関する業務以外には使用しません。

<table>
<tr><td>受　　理</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">＊
処
理
欄</td><td>資 格 の 有 無</td><td>資　格　証　番　号</td><td>受　　給　　期　　間</td></tr>
<tr><td>有　・　無</td><td>妊　　―</td><td>平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで</td></tr>
</table>

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課　名　すこやかなくらし包括支援センターこども発達支援センター

業務の名称	児童発達支援事業
収集の目的	乳幼児の発育・発達にあわせ、個別相談、個別指導、集団指導等を行うことにより、発達障害の早期発見・早期支援、養育環境の調整を行い、適切な療育指導を実施するため (根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法)
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、受給者証番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、勤務先、血液型、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、体格、性格、身体特性、相談内容、決定内容、建物情報、医療保険情報、生活保護情報、心身障害情報、個別支援計画、障害福祉サービス情報、生活習慣、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況、被害情報、趣味、嗜好、給付費の審査・支払に必要な情報
収集の時期	□　定　期　　■　随　時
収集の方法	■本　　人 ■本人以外　■法 令 等（根拠条項：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） ■本人同意 □出版、報道等（　　） □緊　急 ■その他（家族、都道府県、市区町村、上越市社会福祉協議会、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、共生まちづくり課、福祉課、健康づくり推進課、保育課、こども課、学校教育課）
保管の方法	■文　書　■帳　票　□図　画　□磁気テープ　□マイクロフィルム ■庁内ＬＡＮ上のファイルサーバーの磁気ディスク □その他（　　）
記録されている文書等の保存期間	□１年　□３年　■５年　□１０年　□長期　□その他（　　）

【児童発達支援事業の業務登録の変更、目的外利用登録及びコンピュータ結合登録並びに子どもの虐待予防業務、女性相談業務及び母子管理事業【健診・保健指導・訪問・相談】の目的外利用登録について】

障害のあることが明らかな児童等を対象に、これまで市独自事業として実施してきた児童発達支援事業を拡充し、国の制度に基づく指定事業者としての事業を加えて実施することに伴い、①収集する個人情報の項目の追加、②収集元となる業務の追加、③給付費の電子請求に必要な登録を行うもの

あわせて、子どもの人権保護の更なる推進を図るため、④児童発達支援事業から子どもの虐待予防業務への情報提供に必要な目的外利用登録を行うもの

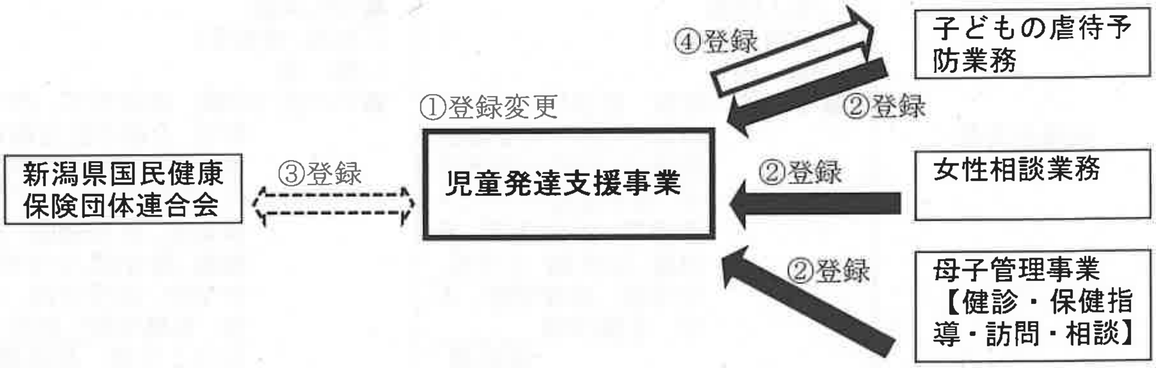

児童発達支援事業の変更について

1　業務の名称　　児童発達支援事業

2　変更箇所

変更箇所	変　更　前	変　更　後
収集の目的	乳幼児の発育・発達にあわせ、個別相談、個別指導、集団指導等を行うことにより、発達障害の早期発見・早期支援、養育環境の調整を行い、適切な療育指導を実施するため（根拠法令：　　　　）	乳幼児の発育・発達にあわせ、個別相談、個別指導、集団指導等を行うことにより、発達障害の早期発見・早期支援、養育環境の調整を行い、適切な療育指導を実施するため（根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法）
収集する個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号　　、続柄　　、学校名、職種　　、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況　　、建物情報　　、心身障害情報、個別支援計画、障害福祉サービス情報　　、家族構成、生活状況	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、受給者証番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、勤務先、血液型、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、体格、性格、身体特性、相談内容、決定内容、建物情報、医療保険情報、生活保護情報、心身障害情報、個別支援計画、障害福祉サービス情報、生活習慣、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況、被害情報、趣味、嗜好、給付費の審査・支払に必要な情報

変更箇所	変　更　前	変　更　後
収集の方法	■本　　人 ■本人以外 □法 令 等（根拠条項： ） □本人同意 □出版、報道等（　　　） □緊　急 ■その他（家族、都道府県、市区町村、上越市社会福祉協議会、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、福祉課、保育課、こども課、学校教育課）	■本　　人 ■本人以外 ■法 令 等（根拠条項：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） ■本人同意 □出版、報道等（　　　） □緊　急 ■その他（家族、都道府県、市区町村、上越市社会福祉協議会、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校、共生まちづくり課、福祉課、健康づくり推進課、保育課、こども課、学校教育課）

3　変更理由

これまでは障害のあることが明らかな児童やことばや行動面で不安のある児童全般を対象に児童発達支援事業を実施してきたが、障害のあることが明らかな児童に対する支援を拡充し、国の制度に基づく児童発達支援事業として指定障害児相談支援事業（※６備考⑴）及び指定計画相談支援事業（※６備考⑵）のほか、指定障害児通所支援事業（※６備考⑶）を実施するため、収集する個人情報の項目、収集方法等を追加するもの

4　変更期日

平成３１年４月１日

5　業務の概要

⑴　実施目的

乳幼児の発育・発達にあわせ、個別相談、個別指導、集団指導等を行うことにより、発達障害の早期発見・早期支援、養育環境の調整を行い、適切な療育指導を実施するもの

⑵　業務内容

・相談支援、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援及び障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援

・療育支援、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援

6　備考

⑴　障害児相談支援事業（児童福祉法第６条の２の２第７項）

…障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う事業のこと。

ア　障害児支援利用援助

①　障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児の心身の状況等の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類、内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成する。

②　支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類、内容等を記載した障害児支援利用計画を作成する。

イ　継続障害児支援利用援助

通所給付決定に係る障害児の保護者が通所給付決定の有効期間内において継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）、障害児支援利用計画の見直しを行い、サービス事業者等との連絡調整等を行う。

(2)　計画相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１８項）

…サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行う事業のこと。

ア　サービス利用支援

①　障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、障害者の心身の状況等の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容等を定めたサービス等利用計画案を作成する。

②　支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該給付決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容等を記載したサービス等利用計画を作成する。

イ　継続サービス利用支援

支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者等が支給決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス等利用計画の見直しを行い、サービス事業者等との連絡調整等を行う。

(3)　障害児通所支援事業（児童福祉法第６条の２の２第２項）

…児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業のこと。

ア　児童発達支援

障害児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

イ　医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。

ウ　放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、放課後、夏休み等の長期休暇中に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う。

エ　居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。

オ　保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児等に対して、当該施設の訪問により、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

目的外利用
保有個人情報　　　　　　登録票（諮問）
外部提供

課　名　　すこやかなくらし包括支援センターこども発達支援センター

業務の名称	児童発達支援事業		
利用又は提供する目的	こども発達支援センターを利用する子どもに対し家族等からの虐待が想定される場合、情報を提供し被害拡大を防ぐ必要があるため （根拠法令：　　　　　　）		
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、勤務先、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、医療保険情報、生活保護情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況		
利用又は提供する方法	□ 閲覧　■ 文書による通知、複写　■ コンピュータ処理等 □ その他（　　　　　）		
利用又は提供する相手先	名称	すこやかなくらし包括支援センター	
	業務の名称	子どもの虐待予防業務	
利用又は提供する期間	平成３１年４月１日から業務終了まで		

児童発達支援事業の目的外利用について

1　業務の名称　　児童発達支援事業

2　業務の概要

⑴　実施目的

乳幼児の発育・発達にあわせ、個別相談、個別指導、集団指導等を行うことにより発達障害の早期発見・早期支援、養育環境の調整を行い、適切な療育指導を実施するため

⑵　業務内容

・相談支援、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援及び障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援

・療育支援、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者指定による療育支援

3　利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、勤務先、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、医療保険情報、生活保護情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況

4　利用又は提供できる理由

法令等に定めがあるため

5　利用又は提供する方法

文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6　利用又は提供する相手先の業務の概要について

⑴　業務の名称

子どもの虐待予防業務

⑵　業務の概要

地域における子育ての状況を把握することにより、子どもの虐待の早期発見及び保護者の子育てに関する不安を解消し、児童の健全育成を図る。

7　利用期日又は提供開始日

平成３１年４月１日

コンピュータ結合登録票（諮問）

課　名　　すこやかなくらし包括支援センターこども発達支援センター

業務の名称	児童発達支援事業
結合する理由	障害福祉サービスに関する給付費の審査・支払いを新潟県国民健康保険団体連合会に委託しており、事業者として給付費の審査・支払いの業務をコンピュータを通して新潟県国民健康保険団体連合会に請求する必要があるため （根拠法令：　　）
結合する相手先の名称	新潟県国民健康保険団体連合会
結合する期間	平成３１年４月１日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、性別、生年月日、受給者証番号、給付費の審査・支払に必要な情報
結合する相手先における保護措置の内容	・暗号化通信による結合 ・電子証明書及びＩＤ・パスワードによる認証 ・送受信記録の保管、不正アクセスの監視

児童発達支援事業のコンピュータ結合の概要について

1　業務の名称　　児童発達支援事業

2　業務の概要

(1)　実施目的

・乳幼児の発育・発達にあわせ、個別相談、個別指導、集団指導等を行うことにより、発達障害の早期発見・早期支援、養育環境の調整を行い、適切な療育指導を実施する。

・国の制度に基づく児童発達支援事業における給付費の請求に係る業務を新潟県国民健康保険団体連合会とコンピュータを通して行う必要があるため

(2)　業務内容

障害児相談支援給付費、指定計画相談支援給付費及び障害児通所給付費の請求

3　取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、性別、生年月日、受給者証番号、給付費の審査・支払に必要な情報

4　結合する期間

平成３１年４月１日から業務終了まで

保有個人情報 目的外利用 / 外部提供 登録票（諮問）

課　名　　共生まちづくり課

業務の名称	女性相談業務
利用又は提供する目的	こども発達支援センター利用者の相談事案に対し、有効な助言等の的確な対応を行うため （根拠法令：　　　　　　）
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、勤務先、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、医療保険情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況
利用又は提供する方法	□ 閲覧　■ 文書による通知、複写　■ コンピュータ処理等 □ その他（　　　　　　）

利用又は提供する相手先	名称	すこやかなくらし包括支援センターこども発達支援センター
	業務の名称	児童発達支援事業
利用又は提供する期間	平成３１年４月１日から業務終了まで	

女性相談業務の目的外利用について

1　業務の名称　　女性相談業務

2　業務の概要

⑴　実施目的

女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の相談に対し、的確な指導と助言を行い支援するため

⑵　業務内容

女性が抱える家庭、結婚、離婚、経済等の相談に対し、的確な指導と助言を行い支援する。

3　利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、勤務先、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、医療保険情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況

4　利用又は提供できる理由

公益上必要があると認められるため

5　利用又は提供する方法

文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6　利用又は提供する相手先の業務の概要について

⑴　業務の名称

児童発達支援事業

⑵　業務の概要

・相談支援、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援及び障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援

・療育支援、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者指定による療育支援

7　利用期日又は提供開始日

平成３１年４月１日

目的外利用

保有個人情報　　登録票（諮問）

外 部 提 供

課　名　　健康づくり推進課

業務の名称	母子管理事業【健診・保健指導・訪問・相談】	
利用又は提供する目的	就園前の児童について、乳幼児健診の情報を把握することにより、発達障害等の早期発見・早期支援を行うため （根拠法令：　　　　　　　　　　）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、医療保険情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、生活状況	
利用又は提供する方法	□ 閲覧 ■ 文書による通知、複写 ■ コンピュータ処理等 □ その他（　　　　　　　　　）	
利用又は提供する相手先	名称	すこやかなくらし包括支援センターこども発達支援センター
	業務の名称	児童発達支援事業
利用又は提供する期間	平成３１年４月１日から業務終了まで	

母子管理事業【健診・保健指導・訪問・相談】の目的外利用について

1　業務の名称　　母子管理事業【健診・保健指導・訪問・相談】

2　業務の概要

(1)　実施目的

妊産婦及び乳幼児の健康管理及び保健指導を行うため

(2)　業務内容

妊産婦及び乳幼児の健康管理及び保健指導を行う。

3　利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、医療保険情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、生活状況

4　利用又は提供できる理由

公益上必要があると認められるため

5　利用又は提供する方法

文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6　利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1)　業務の名称

児童発達支援事業

(2)　業務の概要

・相談支援、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援及び障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援

・療育支援、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者指定による療育支援

7　利用期日又は提供開始日

平成３１年４月１日

保有個人情報 目的外利用 / 外部提供 登録票（諮問）

課　名　すこやかなくらし包括支援センター

業務の名称	子どもの虐待予防業務	
利用又は提供する目的	児童虐待の早期発見と適切な対応により、当該児童の安全確保と健全育成を図るため （根拠法令：　　　　　　　）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、勤務先、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、医療保険情報、生活保護情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況	
利用又は提供する方法	□　閲覧　■　文書による通知、複写　■　コンピュータ処理等 □　その他（　　　　　　　）	
利用又は提供する相手先	名称	すこやかなくらし包括支援センターこども発達支援センター
	業務の名称	児童発達支援事業
利用又は提供する期間	平成３１年４月１日から業務終了まで	

子どもの虐待予防業務の目的外利用について

1　業務の名称　子どもの虐待予防業務

2　業務の概要

(1)　実施目的

児童の健全育成に関する職員を積極的に地域に派遣して地域における子育ての状況を把握することにより、子どもの虐待の早期発見及び保護者の子育てに関する不安の解消を図り、もって児童の健全育成に資するもの

(2)　業務内容

児童虐待予防

3　利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、学校名、職種、職歴、勤務先、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、相談内容、決定内容、医療保険情報、生活保護情報、心身障害情報、生活習慣、家族構成、生活状況、ＤＶ被害状況、虐待状況

4　利用又は提供できる理由

公益上必要があると認められるため

5　利用又は提供する方法

文書による通知、複写、コンピュータ処理等

6　利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1)　業務の名称

児童発達支援事業

(2)　業務の概要

・相談支援、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援及び障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援

・療育支援、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者指定による療育支援

7　利用期日又は提供開始日

平成３１年４月１日